

### 老人医療費助成制度の申請を

老人医療費助成制度は、医療機関などにかかられた場合の医療費の一部を助成(所得状況に応じて窓口負担2割または3割を判定)するものです。条件を満たす人は、申請してください。

**対象** 市内在住の満65歳から69歳までの人で、次のいずれかの条件に当てはまる人

- ①平成28年分所得税非課税世帯の人
- ②一人暮らしの人(所得制限あり)
- ③満60歳以上の人だけで構成している老人世帯の人(所得制限あり)

※すでに福祉医療費受給者証をお持ちの人や、後期高齢者医療制度に加入されている人は除きます。

※平成27年8月1日以降新たに65歳になられた人は、①に当てはまる場合のみ対象となります。

**持ち物** 健康保険証、印鑑(ゴム印不可)

※転入された人については、平成29年度(平成28年分)の所得証明が必要となる場合があります。

**申請先** 問 市役所1階保険医療課高齢者医療係(6番窓口)

TEL25-5026、FAX25-5021

(保険医療課)

### 上下水道料金などの福祉補助金交付申請受け付け

上下水道の基本料金の一部を助成する「亀岡市安心長寿の福祉助成金」の申請を受け付けます。

**対象** 11月1日現在、次のいずれかに当てはまる人

- ①70歳以上の1人暮らしの市府民税非課税世帯…高齢福祉課
- ②援護を要するひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯、交通遺児世帯に限る)で、市府民税非課税世帯…こども未来課

※生活保護受給世帯、市府民税

課税世帯は対象になりません。  
**対象水道・下水道** 上水道、川東(旭・馬路・河原林)・保津・千歳・犬甘野・柚原の各簡易水道、小泉飲料水供給施設、公共下水道、地域下水道

**申請期間** 12月28日(木)〔閉庁日を除く〕まで

**申請方法** 当該年度第3期以降の水道使用水量のお知らせまたは上下水道料金納入通知書兼領収書、印鑑、通帳など振込

口座がわかる書類を持参し次へ  
※集合住宅などにお住まいで管理会社へ上下水道料金の支払いをしている人は領収書(前年度5・6期分および当該年度の1期分から4期分)を添付してください。

**申請先** 問 ①市役所1階高齢福祉課(23番窓口)

TEL25-5032、FAX24-3070

②こども未来課(保健センター内)

TEL25-5027、FAX25-5128

(高齢福祉課)

### 労働トラブル解決制度のご案内

解雇・雇止めなど、労働者個人と事業主の間のトラブルを、公平・中立な立場のあっせん員があっせん(話し合い)で円満に解決します。労使どちらからでも利用できます。

手続は簡単・無料!  
秘密厳守、  
迅速な解決を目指します



問 京都府労働委員会事務局 TEL075-414-5733

ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/kyoroi/>

(ものづくり産業課)

### 亀岡市消費生活センターからのお知らせ

このコーナーでは、相談窓口寄せられる相談や苦情で、最近、多く見られる事例を紹介します。皆さんも、暮らしに関わる情報に関心を持ち、契約するときなどは十分に注意しましょう。

#### 《強引な布団の訪問販売に注意》

##### 【トラブル事例】

ある日突然「布団を見せてほしい」と知らない女性が来訪し、家に入り込み「布団が汚れているし体に悪いので新しく購入したほうがいい」としつこく勧めてきた。断って帰ってもらったが、しばらくして男性と一緒に羽毛布団を持ってきた。断っても「ひと月1万円の支払いだから大丈夫」などと勧誘され、根負けして承諾してしまった。クレジット会社の書類を書くときに初めて、総額が約40万円と高額であることを知った。解約したい。

##### 【消費者へのアドバイス】

強引に高額な契約をさせられる布団の訪問販売の相談が後を絶ちません。ドアを開ける前に訪問者や用件をよく確認し、必要なければきっぱり断り、事業者を家の中に入れないことが大切です。

一人では対応せず、家族や近所の人など周囲の人に同席してもらいましょう。必要なければきっぱりと断ることが大切です。家族や周囲の人も、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、家の中に不要な品物や契約書がないかなど、日ごろから気を配りましょう。

契約しても、「クーリング・オフ」や「契約の取り消し」ができる場合があります。消費生活センターなどへ早めに相談してください。

問 消費者ホットライン 全国共通3桁ダイヤル **188**

お住まいの地域の消費生活センターにつながります。

【亀岡市消費生活センター】

市役所1階市民課内(5番窓口)

TEL25-5005、FAX25-5021



(消費生活センター)

亀岡市休日急病診療所開所日のお知らせ 12月10日、17日、23日、24日

受付時間 午前9時50分～11時30分、午後1時～4時30分 問 亀岡市休日急病診療所 TEL23-5636 (日曜日、祝日のみ)